

# 堺市区民評議会に対する 総括について

～ 住民参加・区民の行政への参画の仕組み～

令和2年1月

堺市

## 目 次

1. 総括の趣旨 .....	P. 1
2. 区民評議会の概要 .....	P. 1
(1) 設置目的 .....	P. 1
(2) 機能・役割 .....	P. 1
3. これまでの取組と成果 .....	P. 2
(1) 所掌事務に係る個別取組と成果 .....	P. 2
(2) 機能・役割の向上に資する個別取組と成果 .....	P. 5
(3) 付帯決議に対する取組 .....	P. 7
4. これまでの運用から生じた課題 .....	P. 8
5. まとめ .....	P. 11

### 【資料集】

・ 堺市区民評議会条例 .....	P. 1
・ 堺市区民評議会条例に対する付帯決議 .....	P. 4
・ 堺市区民評議会条例施行規則 .....	P. 5
・ 諮問事項一覧表 .....	P. 7
・ 区民評議会の答申等を反映した主な事業一覧表 .....	P. 11
・ 応募型地域まちづくり支援事業一覧表 .....	P. 26
・ 第1期区民評議会（平成27年6月1日から平成29年5月31日）の検証について .....	P. 30
・ 第2期区民評議会（平成29年6月1日から令和元年5月31日）の検証について .....	P. 38

# 区民評議会【住民参加・区民の行政への参画の仕組み】

## 1. 総括の趣旨

区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う附属機関として、平成27年度に各区に区民評議会を設置してから5年目を迎えた。

各区では、区民評議会の答申等を踏まえたいくつもの事業が実現され、区民評議会の設置により成果が出てきている。一方、市議会等においては、制度面や運用面などについて様々な議論がなされてきた。

このような中、住民参加・区民の行政への参画の仕組みとして十分に機能を果たしているのか、各区役所が区の特性に応じたまちづくりを推進するにあたり効果的に運用できるものとなっているのかなど、これまでの成果や課題などを整理し、総括する。

## 2. 区民評議会の概要

### (1) 設置目的

区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区域の課題を区域で受け止め、区域で解決を図ることができる住民自治の仕組み、区民の行政への参画の仕組みとして、堺市区民評議会条例（平成27年条例第3号。以下「条例」という）に基づき、各区に市長の附属機関である区民評議会を設置した。

### (2) 機能・役割

各区の区民評議会では、

- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項
- (3) 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

について、市長の諮問に応じて調査審議や審査を行うとともに、(1)(2)については、必要に応じて区民評議会自らが自主的に調査審議を行い、市長に意見を具申することができる機能・役割を有している。

委員については、「区域内の公益活動者」「学識経験者」「公募委員」「その他市長が適当と認める者」の15名以内で構成され、任期は2年となっている。また、特別の事項を調査審議させるため、市長が必要であると認めるときは、特別委員を置くことも可能である。

さらに、専門的な事項を調査審議させ、又は審査させるため区民評議会が必要であると認めるときは、専門部会を設置することも可能となっている。

なお、条例の議決に際しては、以下の決議が付されている。

- 堺市区民評議会条例に対する付帯決議（\_\_\_\_\_部分は、「P.7(3)付帯決議に対する取組」に対応）
- (1) 区域内の課題解決に対する各区の機能強化を図るために設置される区民評議会が実質的に稼働するよう、各区において必要な組織、人員等の体制整備を行うこと。ただし、その有効性を常に検証し、効果が明らかでない場合は即座に見直すこと。
  - (2) 各区の区民評議会において区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性について調査審議等を行う上で、広く区民の声が十分に反映されるような運用を行うこと。
  - (3) 区民評議会の設置に当たっては、区域の特性を活かしつつ、区域間で格差が生じないように各区の均衡ある発展に資するよう配慮すること。区教育・健全育成会議や区民まちづくり会議との連携及び整合性を図ること。委員の公平な選定を確保すること。さらに、調査審議等の過程及び答申における中立性及び公平性を担保する有効かつ具体的な対応策を講じること。

### 3. これまでの取組と成果

区民評議会のこれまでの取組と成果について、条例に規定されている所掌事務に係る取組と区民評議会の機能・役割の向上に資する取組、また付帯決議に対する取組の3つの観点から、以下のとおり整理を行った。

#### (1) 所掌事務に係る個別取組と成果

##### ① 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項

- 各区の個別ビジョンである区域まちづくりビジョンについて、より一層区域のまちづくりに関する施策等を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市長の諮問に基づき、見直しに向けた調査審議を行い、答申が行われた。

その答申を反映することで、地域性と専門性の両方の視点を踏まえながら、各区役所においてまちづくりの方向性を示す区域まちづくりビジョンの改定を行った。

以下のとおり、区域まちづくりビジョンの見直しに係る諮問を行い、区民評議会での調査審議の結果、答申が行われた。

	【諮問依頼】	【調査審議の回数】	【答申】
堺区	平成27年7月6日	7回	平成28年2月10日
中区	平成27年6月30日	5回	平成28年2月9日
東区	平成27年7月1日	7回	平成28年2月8日
西区	平成27年6月24日	6回	平成28年2月8日
南区	平成27年6月24日	6回	平成28年2月8日
北区	平成27年6月29日	6回	平成28年2月9日
美原区	平成27年6月30日	6回	平成28年2月12日

## ② 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項

○ 上記「区域まちづくりビジョンの見直しについて」など各区役所共通の諮問事項のほか、各区の実情に応じた事項を市長と市長調整監（区長）が協議のうえ決定し、区民評議会へ諮問を行った。

平成27年度から平成30年度までの4年間で、7区合計で延べ35の諮問事項について、地域の実情を把握している委員と専門的な見地から意見を述べる委員の両方の視点により、委員が把握している実情や区役所が把握している区民の声などを踏まえた活発な議論が行われ、答申がなされた。

その結果、区民が区域のまちづくりについて調査審議を行うという住民自治や、住民参加・区民の行政への参画が促進されたとともに、地域性と専門性の両方の視点を踏まえながら、各区役所において魅力あるまちづくり事業を実現した。

▶ 平成27年から平成30年度までで、各区役所で諮問を行った数は、以下のとおり。

なお、諮問事項の内容などについては、別紙1「諮問事項一覧表」参照。

《堺区》 4事項 《中区》 8事項 《東区》 4事項  
《西区》 6事項 《南区》 4事項 《北区》 5事項  
《美原区》 4事項 《7区計》 35事項

※ 諮問期間2年間のものについても、各年度で調査審議を行っているため、各年度1事項とした。

▶ 答申に基づき、各区で実現した新規・拡充事業数は、以下のとおり。

なお、主な事業内容については、別紙2「区民評議会の答申等を反映した主な事業一覧表」参照。

- 平成28年度：24事業
  - 平成29年度：33事業
  - 平成30年度：23事業
- 7区合計 80事業

- 区民評議会自らによる自主的な調査審議が行われ、区域における住民自治が促進されるとともに、具申された意見を踏まえた取組を実現した。

自主的な調査審議が行われたテーマについては、以下のとおり。

- 平成 29 年度：買い物困難者への対策等について【南区】  
→意見具申を受け「買い物支援サービスガイドの作成配布」などを実施
  - 平成 30 年度：中区役所周辺施設建設に伴う交通状況について【中区】  
→中区版広報さかい等を活用し、区役所の駐車場混雑が見込まれる時間帯などを広く周知を行うほか、今後も実現できる対策から優先的に実施予定
- ※ 令和元年度には、美原区の区民評議会において、交通問題に関する自主的な調査審議が行われる予定。

### ③ 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項

- 地域住民が自らの課題を自ら主体的・自己完結的に解決するための取組・事業を支援する「堺市応募型地域まちづくり支援事業補助金」について、各校区まちづくり協議会から応募があった事業を各区役所が採択を行うに際し、区民評議会への付議が行われた。

それにより、事業採択過程における市民参画を促進するとともに、採択にあたっての公平性や客観性が担保された。

応募型地域まちづくり支援事業補助金について、区民評議会への付議が行われた件数及び採択された件数は、以下のとおり。

- 平成 27 年度：案件数 16 件 採択数 15 件【7 区】
- 平成 28 年度：案件数 13 件 採択数 12 件【7 区】
- 平成 29 年度：案件数 9 件 採択数 8 件【堺区、中区を除く 5 区】
- 平成 30 年度：案件数 6 件 採択数 6 件【堺区、中区、南区を除く 4 区】

計：案件数 44 件 採択数 41 件

なお、応募型地域まちづくり支援事業の採択結果などについては、別紙 3「応募型地域まちづくり支援事業一覧表」参照。

【参考】校区まちづくり協議会とは

校区自治連合会を中心に、校区内の各種団体、その他広く地域で活動する多様な団体で構成される組織である。（原則、1 校区 1 協議会）

## (2) 機能・役割の向上に資する個別取組と成果

### ① 各区役所において、委員の改選（2年）ごとに、委員の構成並びに活動内容に対する検証を実施

条例議決時の付帯決議にもあるように、区民評議会の機能・役割を十分に発揮するためには、その有効性を常に検証することが重要であり、広く区民の声が十分に反映される運用がなされているかなどを含め、以下のとおり、各区役所において検証を実施した。

検証にあたっては、委員構成について「委員数」「男女比率」「年齢」「区域在住、在勤、在学、市外比率」「区域内活動者や学識経験者、公募委員等の比率」の 카테고리ごとに現状把握を行い、それらを踏まえながら、活動内容に対する検証を行った。

### 【第1期区民評議会（平成27年6月1日から平成29年5月31日）に対する検証】

#### 〈検証の視点〉

事務局を担う区役所として、委員の構成に係る現状を把握しながら、活動内容に対して現状認識と検証を行った。

検証を行うにあたって整理をした主な視点やカテゴリは、以下のとおり。

- ・ 区域課題、実情の把握や諮問事項の妥当性、区民の関心を高めるための工夫などを視点とする『開催状況』
- ・ 委員の男女比や年齢層などのバランス、特別委員や専門部会の活用など、議論の状況に応じた対応を視点とする『委員構成』
- ・ 幅広い区民の意見の把握、取り入れや自立発展性を視点とする『議論状況』

※詳細については、別紙4「第1期区民評議会の検証について」参照

#### 〈主な検証結果と改善点〉

- 『開催状況』について、「区民評議会では調査審議を行う事項は、様々な手法により地域の実情や区民ニーズを把握し、検討する必要がある」などの検証を踏まえ、区内のイベントや地域への訪問、区選出議員との意見交換など、区民の声や地域の実情を把握する手法を一層充実させ、区域の特色に応じた事項について諮問を行っている。
- また、「広報紙やホームページ以外の媒体も活用し、区民評議会に対する関心の醸成を図る必要がある」などの検証を踏まえ、市広報紙への特集記事の掲載はもとより、各区のイベントなどにおいてパネル展を実施するなど、関心の醸成に向け、創意工夫を行っている。
- 『委員構成』について、「幅広い視点から審議を行えるよう、引き続きバランスを図っていく」や「50歳未満の世代を増やす」などの検証を踏まえ、第1期区民評議会では全体で3名であった20歳～39歳の委員が、第2期では10名と大きく増加（特に20歳～29歳の委員は、0名から4名に増加）し、若者世代の参画が進んだとともに、より幅広い年齢層の意見を調査審議に反映することができた。

- また、「今後の議論の深度に応じ、特別委員や専門部会の活用について区民評議会に進言するなど、対応を進める」などから、南区においては特別委員の活用が図られた。
- 『議論状況』については、「広く区民の意見を聞く仕組みを検討する」などの検証を踏まえ、各区において地域活動や他市事例の資料提供、また委員によるフィールドワークなどが実施されるとともに、後述する「活動支援経費（※）」を活用し、区民を対象としたアンケートを実施するなど、広く区民の声を議論に反映する工夫を行った。
- また、「議論の自立発展性を促すため、多様な資料提供・視察等のメニューを提案することで、さらに委員の気づきを引き出す」などから、第2期中区・南区区民評議会において、区民評議会自らによる自主的な調査審議が行われた。

(※) 活動支援経費

区民評議会と区役所が協議し、実施する調査などを支援するための経費。

区民評議会での議論を深める、また自主的な調査審議を促進することを目的に、平成30年度から各区役所に措置したもの。

**【第2期区民評議会（平成29年6月1日から令和元年5月31日）に対する検証】**

**《検証の視点》**

検証の視点やカテゴリについては、第1期区民評議会に対する検証時とおよそ同一のものである。

※詳細は、別紙5「第2期区民評議会の検証について」参照

**《主な検証結果と改善点》**

- 引き続き、区民の声や地域の実情を調査審議に反映するための取組や、区民評議会に対する区民の関心の醸成を図る取組などを各区役所において実施するとともに、『委員構成』や『議論状況』については、第3期美原区区民評議会（令和元年6月1日～）において、区民評議会自らによる自主的な調査審議が行われる予定であるほか、その調査審議にあたっては、特別委員や専門部会の活用が検討されている。

**② 区民評議会の機能・役割を向上するための改善策を検討**

区民評議会の設置から3年目を迎えた平成29年度後半から平成30年度にかけて、これまでの市議会での議論の状況や区民評議会の現状を整理し、それらを踏まえ、区民評議会の機能・役割を向上させるため、市長調整監会議などで具体的な改善策について検討を行った。

**《検討の視点》**

検討にあたっては、「諮問事項の決定」や「区民評議会での調査・審議」、「答申等を反映した事業の企画・立案」や「事業の実施」、「検証」など、区民評議会に関連する一連の流れを段階ごとに分け、それぞれの段階において現在実施している項目と検討すべき項目を抽出し、具体的な改善策について議論を行った。



### 〈検討後の主な対応〉

- 諮問事項の決定に際しては、一層区民の声や地域の実情を反映した事項とするため、その決定までに、各区役所の手法により、市民の代表である区選出議員と意見交換を行うこととした。
- 区民評議会における調査審議については、その内容を深めるため、また自主的な調査審議を促進するために、「活動支援経費」を各区役所に予算措置し、区民に対する意識調査やセミナーなどを実施した。
- 区民の区民評議会に対する認知度の向上を図るため、「諮問内容」から「答申等における意見」、また「意見等を反映して実施する事業」や「期待する効果」などを分かりやすく整理したツリー図を作成し、ホームページなどで公表するとともに、各区役所において、広報紙やホームページなどを活用し、積極的に制度や活動内容の紹介等に取り組んだ。
- 「委員の選定」から「活動に対する検証」まで、各運営段階において、注意・考慮すべきポイントやスケジュール、これまで行った検討結果などを整理し、各区役所において共通した認識やスケジュールのもと、区民評議会の機能・役割を最大限発揮した運営ができるよう、マニュアルを作成し、各区役所・市民人権局において共有を行った。

### (3) 付帯決議に対する取組

#### ① 各区において必要な組織、人員等の体制整備を行う【付帯決議(1)】

- 区民評議会の設置に伴い、新たに実務担当者として各区役所に職員を1名配置。

#### ② 有効性を常に検証【付帯決議(1)】

- 委員の任期ごとに各区役所で効果検証を行い、ホームページで公表。

#### ③ 広く区民の声が十分に反映されるような運用【付帯決議(2)】

- 効果検証の結果も踏まえながら、委員構成などを工夫するほか、議員や傍聴者との意見交換や傍聴者アンケート、また委員によるフィールドワークや区民に対する意識調査などを実施。

#### ④ 区域間で格差が生じないよう各区の均衡ある発展に資するよう配慮【付帯決議(3)】

- 市長調整監会議をはじめ、各階層における会議体などを通じて随時情報共有を行うとともに、全市民に保障すべき部分には格差が生じないよう配慮しながら、答申等を踏まえた事業を実施。

#### ⑤ 区教育健全育成会議や区民まちづくり会議との連携及び整合性を図る【付帯決議(3)】

- 区教育・健全育成会議等との整合性を図るため、市長調整監会議などで市長と各市長調整監(区長)が協議しながら、両審議会それぞれの役割に応じた適切な諮問事項を決定。

**⑥ 委員の公平な選定を確保【付帯決議（3）】**

- 公募委員の選定に係る基準を設け、外部委員を加えた選考を実施。

**⑦ 調査審議等の過程及び答申における中立性及び公平性を担保する有効かつ具体的な対応策を講じる【付帯決議（3）】**

- 会議を公開の場で実施するとともに、会議結果についてもホームページなどで公開。

**4. これまでの運用から生じた課題**

区民評議会に係る取組や成果を整理してきたが、これまで運用を重ねてきた区役所が感じている課題や考え、また市議会から指摘されている事項を以下に挙げる。

**① 区民評議会【住民参加・区民の行政への参画の仕組み】について**

**【区役所からの意見】**

- 住民参加・区民の行政への参画の仕組みであるが、単に委員を増やせばよいというものではない。必要に応じて、その都度意見を聞けるような場でも良いのではないかと。
- 毎年度、区民評議会からの答申等を反映した新規・拡充事業を1事業以上実施することが成果目標となっており、事業を実施することが目的となってしまう側面もある。

**【市議会からの主な意見】**

- 専門部会を活用するなど、できるだけ多くの区民参画を進めるべき。「多くの区民が参加・参画できる」これを基本に考えてほしい。  
また、認知度（※）が低いと、区民参画の施策と言えるのかという疑問がある。原因を追究し対処してほしい。
- 諮問、答申としてテーマを定めるのではなく、区民の率直な意見を聞くものにしてほしい。  
区域の重要事項について、区民評議会に意見を聴取するという位置づけにしてはどうか。

（※）区民評議会に対する認知度などについては、次ページを参照

**【参考：区民評議会に対する認知度】**

各区のハート&トークセッションの参加者に対して行った調査において、「区民評議会を知っている」、「名前は聞いたことがある」と答えた方の割合は以下の通り。

- 平成 29 年度：64.8%（「知っている」は 36.3%）
- 平成 30 年度：69.3%（「知っている」は 40.4%）

**【参考：会議傍聴者数（会議開催回数）】**

	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】	【平成 30 年度】
○堺 区	23 名（7 回）	17 名（6 回）	21 名（6 回）
○中 区	18 名（7 回）	18 名（8 回）	6 名（7 回）
○東 区	15 名（6 回）	8 名（7 回）	15 名（7 回）
○西 区	19 名（6 回）	12 名（5 回）	16 名（5 回）
○南 区	23 名（7 回）	12 名（5 回）	25 名（5 回）
○北 区	19 名（6 回）	22 名（6 回）	25 名（6 回）
○美原区	5 名（6 回）	5 名（6 回）	4 名（6 回）

平均：2.5 名/1 回

**② 諮問事項について****【区役所からの意見】**

- テーマによっては、発言できる委員とできない委員が出てくることもある。
- 諮問事項で取り上げる課題が重く、1 年の調査審議で解決に向かうのは難しい。
- 附属機関として、毎年度必ず諮問を行わなければならないというところにも負担を感じている。

**【市議会からの主な意見】**

- 区域課題に応じたものとなっているのか、住民にもっとどのような課題があるのか調査したほうが良い。
- 区民が区民評議会を身近に感じるため、諮問事項は身近なものも検討してほしい。  
また、テーマを柔らかくすることで、議論が活性化し、意見がたくさん出るのではないか。

### ③調査審議について

#### 【区役所からの意見】

- 幅広い声を調査審議に反映する手法として、委員数を増やすことも考えられるが、委員数が増えると意見の集約が難しくなる可能性がある。
- 自治会と区役所がまちづくりについて議論する場もあり、その連携・関係性も重要である。

#### 【市議会からの主な意見】

- 調査審議について、影響力の大きい委員の意見に流されていないか。また、住民ニーズとは、声の大きい人のことだけではない。
- 区民評議会の自主的な審議こそ、住民自治の促進には重要である。
- テーマや審議内容について、区教育・健全育成会議と重複しているのではないか。二つの審議会の運用により、区役所職員の負担が大きくなっているのではないか。

### ④ 答申等を反映した事業の実現、効果検証について

#### 【区役所からの意見】

- 毎年度、新規・拡充事業を1事業以上実現することが成果目標となっていることから、事業が積み重なってきており、事業を実施することが困難になってきている。
- 答申等を踏まえて企画・立案する事業の内容によっては、関係局と連携しながら取り組む必要があるが、関係局も自局の業務等に追われる中、十分な連携体制をとることができないこともあり、区役所に対応できるものを企画・立案するに限られてしまう場合もある。

#### 【市議会からの主な意見】

- 一定の区切りを終えたら、PDCA サイクルにのっとり検証すべき。
- 区役所が住民自治、総合行政サービス拠点として、地域の課題などを一元的に把握し、解決へのプロセスを熟慮したうえで諮問がされているのか、答申内容をしっかりと見て検証していただきたい。

## 5. まとめ

市民との協働のまちづくりを進める本市にとって、各区役所がより幅広く区民の声を聴き、区民の行政への参加・参画を促す仕組みを充実させていくことは不可欠である。

区民評議会においては、区民が委員として参画し、各区固有の区域課題に関する活発な調査審議が行われ、各区役所は、その答申等を反映したまちづくり事業を実現してきた。

区民評議会の設置以降も、その機能・役割を向上させるため、活動内容等に対する検証や新たな取組などが講じられるとともに、区民評議会自らによる調査審議や特別委員の活用も少しずつ進められてきている。

このように、区民評議会の活動を通じて、区民の行政への参加・参画を進めることができ、一定の成果が見られた。

一方、市議会や区民評議会を運営する区役所からの意見等に見られるように、以下に示す課題も生じている。

- 住民参加・区民の行政への参画の仕組みである特別委員、専門部会の活用や、自治会、校区まちづくり協議会との連携なども一部の区役所にとどまっており、より多くの区民参画や、幅広い区民の声を反映する状況にまで至っていない。
- 限られた時間の中で、条例に基づく附属機関として、諮問に基づく調査審議を行い、意見を答申等として集約し、各区役所がその答申等を踏まえた事業の企画、立案を毎年度実施することに負担が生じている。さらに、「答申等を反映した新規・拡充事業を毎年度1事業以上実施」という成果目標を設定したことにより、毎年度の事業実施自体が目標となってしまった側面があった。
- 関係局との連携体制が十分に取れていない場合もあり、諮問事項や答申に基づき実施される事業などが、区役所内で完結するものに限られる傾向があった。

今後については、上記の課題を踏まえ、行政への区民の参加・参画を促し、協働のまちづくりを進めるための仕組みとしてふさわしい制度のあり方を検討していく。具体的には、条例に基づく附属機関の必要性、諮問・答申といった運用、委員の構成、関係局との連携、協力を含めた事業の実施等、それぞれの区の実情に合わせ、柔軟に対応できる仕組みとなるよう各区役所と議論を重ねていく。

なお、審議内容が重複しているとの意見もある区教育・健全育成会議との関係については、双方の総括結果を踏まえ、市民人権局、区役所、教育委員会事務局の3者で調整を行う。